

第62回接続料の算定等に関する研究会 議事概要

日時 令和4年9月27日(木) 16:00~16:50

場所 オンライン会議による開催

出席者 (1) 構成員

辻 正次 座長、相田 仁 座長代理、酒井 善則 構成員、
佐藤 治正 構成員、関口 博正 構成員、高橋 賢 構成員、
西村 暢史 構成員、西村 真由美 構成員
(以上8名)

(2) オブザーバー

東日本電信電話株式会社 飯塚 智 相互接続推進部 部長
井上 暁彦 経営企画部 営業企画部門長
西日本電信電話株式会社 藤本 誠 経営企画部 営業企画部門長
田中 幸治 設備本部 相互接続推進部 部長
KDDI株式会社 関田 賢太郎 相互接続部長
松原 遼 相互接続部 接続制度グループリーダー
ソフトバンク株式会社 伊藤 健一郎 渉外本部 通信サービス統括部 相互
接続部 部長
小林 一文 渉外本部 通信サービス統括部 相互接続部
アクセス相互接続課 課長
南川 英之 渉外本部 通信サービス統括部 相互接続部
相互接続課 課長
一般社団法人テレコムサービス協会
佐々木 太志 MVNO委員会 運営分科会主査
三宅 義弘 MVNO委員会 運営分科会副主査
一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会
木村 孝 事務局長
一般社団法人IPoE協議会
外山 勝保 副理事長
中田 諭輔 事務局

株式会社NTTドコモ 大橋 一登 経営企画部 料金企画室長
下隅 尚志 経営企画部 接続推進室長

(3) 総務省

竹村 晃一総合通信基盤局長、木村電気通信事業部長、近藤総務課長、
飯村事業政策課長、片桐料金サービス課長、寺本料金サービス課企画官、
前田料金サービス課課長補佐、永井料金サービス課課長補佐

■議事概要

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">○ 卸協議の適正性の確保に係る制度整備に係る検討項目案<ul style="list-style-type: none">・ 事務局より、資料62-1の説明が行われた後、質疑が行われた。
○ 接続料等と利用者料金との関係の検証に関する指針について（移動通信分野における指針の策定及び固定通信分野における指針の改定）<ul style="list-style-type: none">・ 事務局より、資料62-2及び62-3の説明が行われた後、質疑が行われた。 |
|--|

■議事模様

○ 卸協議の適正性の確保に係る制度整備に係る検討項目案

【辻座長】 それでは、議事を開始したいと思います。

本日1つ目の議題は、「卸協議の適正性の確保に係る制度整備に係る検討項目案」です。本件は、本研究会で取りまとめられ、今日9日に公表された「接続料の算定等に関する研究会」第六次報告書において提言いたしました「卸協議の適正性の確保に係る制度整備」につきまして、その具体的な検討を進めていくものとなります。まず、事務局より御説明をいただき、その後、質疑応答を行う時間を設けたいと思います。

それでは、事務局より御説明をお願いいたします。

(事務局より資料62-1に基づき説明)

【辻座長】 どうもありがとうございました。それでは、ただいまの御説明につきまして、御質問等がございます構成員の皆様は、チャット若しくは御発言にてお願いいたします。それでは、よろしくをお願いいたします。

酒井構成員、お願いいたします。

【酒井構成員】 4ページの論点1と論点2のことで、書いてあることそのものはそう

かと思うのですが、例えば論点1のところ、「影響が少なくないもの」につきまして、F T T Hや携帯電話は当然含まれると思うのですが、「少なくないもの」というのはどういうものなのかという話です。例えば、あるMNOが何も提供していないサービスについて、MVNOからこういう卸をやってくれと言われたときに、それは無理だという話はあると思うのですが、では、あるMNOがMVNOのAさんから頼まれて、そういったサービスを卸提供し、しかし一方で、自社としてはエンドエンドのサービスはやってない場合、このサービスの卸提供について、別のMVNOのBさんから要求されたらどうしたらいいのかという問題がある。より極端なことを言うと、例を出せば、N T TがBフレッツ等を全部やめて、全て卸にした場合、N T Tは自分ではエンドエンドのサービスは提供してないわけです。それにより、卸について他の事業者に提供義務がないかということ、そんなことはないと思いますので、こういった例を挙げながら、少しずつこれから議論するほかないのかなという印象を持ちました。

もう1点、回収が見込まれている費用項目についてですが、前回の議論だったかと思うが、どちらかの通信事業者の方が、例えば自分たちは非常に通信の技術が高いので、あまり指導などは要らないから（卸料金を）安くしても良いのではないかという話があったと思います。回収が見込まれている項目の中に、何かそういうものがいろいろ含まれていると、それについてまた議論が出ると思いますので、ケース・バイ・ケースだと思いますが、これからそういう話も議論していけば良いのではないかと思います。

以上です。

【辻座長】 ありがとうございます。事務局、何か今の御発言に対してございますでしょうか。

【永井料金サービス課課長補佐】 事務局でございます。貴重な御指摘ありがとうございます。

今後、どういった場合が役務の提供義務の対象になっていくのかという点について、まずはヒアリングをしていきたいと思っており、また、その際に、今いただいたような御指摘も踏まえて、どういった場合であればその対象になっていくのかという点については、なるべく具体的にまとめるようにしていきたいと思っておりますので、引き続き御指摘等をいただければと思います。

後段部分の費用項目につきましても、今後議論していく際に、また御指摘いただければと考えております。

ありがとうございます。

【辻座長】 ありがとうございます。確かに役務の範囲について、少なくないもの、少ないもの等々、例に出せというのはなかなか難しいため、FVNO・MVNO等のヒアリングの中で、我々が思いつかないようなものを出していただいたら検討できるかと思えます。

そのほか、ございませんでしょうか。

西村構成員、お願いいたします。

【西村（暢）構成員】 ありがとうございます。中央大学の西村です。

7ページでもありましたとおり、様々な事業者の方々からのヒアリングで、今回の個別論点というものを練っていくということになるかと思いますが、特に「(1) 省令整備等に係る検討事項」の論点2と論点3については様々な場合が指摘されてくるかと思っております。

その際に、事業者様のほうにお願いでございます。やはりこれまでの商慣行や商慣習というのは、一定程度尊重されるべき、あるいは考慮されるべきかもしれないと考えておりますが、原則は、これまでの状況が、今回の資料ですと右肩1ページ2ポツ目で書いてありますとおり、是正あるいは改善するという理解のもとで進んでいるかと思えます。

したがいまして、商慣習、商慣行やこれまでのやり方は十分に考慮されるべきとは思いますが、やはり右肩1ページの目的との整合性というものについて、ぜひ御説明を頂戴できればというふうに思っております。

以上でございます。

【辻座長】 ありがとうございます。今の御指摘も大事な点ですので、ヒアリングされる方のプレゼンでしっかりと述べていただきたいと思います。

ほかにもございませんでしょうか。

ないようですので、それでは、今御説明がありましたように、検討項目につきまして、ヒアリングのスケジュールに従って、FVNO・MVNO等からプレゼンいただきまして、論点を明確にして、審議が進むように持っていきたいと思えます。事業者の皆様方、どうぞよろしくお願いいたします。

- 接続料等と利用者料金の関係の検証に関する指針について（移動通信分野における指針の策定及び固定通信分野における指針の改定）

【辻座長】 それでは、次の議題に移らせていただきます。次は、「接続料等と利用者料金との関係の検証に関する指針について（移動通信分野における指針の策定及び固定通信分野における指針の改定）」であります。

本件につきましては、本年4月に開催された第57回会合で論点整理案の提示があり、今般公表された第六次報告書において取りまとめた考え方を踏まえ、指針の案及び改定案を事務局より提示いただくものとなります。まず事務局より御説明いただき、その後、質疑応答を行う時間を設けたいと思います。

それでは、事務局より御説明をよろしく願いいたします。

（事務局より資料62-2及び62-3に基づき説明）

【辻座長】 どうもありがとうございました。スタックテストの実施に向けて、指針あるいは対象サービス等、これまでと変わった点を踏まえて、実施に当たっての検討をしていくということになっております。

それでは、ただいまの御説明につきまして、御質問等をお願いしたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、西村構成員、お願いいたします。

【西村（暢）構成員】 ありがとうございます。中央大学の西村でございます。1点確認をさせていただければと思います。

モバイル・スタックテストの資料62-2の右肩2ページについてでございます。指針案のところで、①から③の要件を満たすものを対象とするというまとめ方をしていただきまして、基本的に①から③全ての要件を充足する必要があるという理解だと思っております。

その場合、②の「具体的な課題」に該当するかどうかという判断は、これは基本的に③の有識者会合で行うものなのか、それとも総務省側で何か御判断をしていただくのか、どういった形でこの具体的な判断の取扱いをするのか、もし分かっている範囲で何かあれば、お教えいただければと思います。

以上です。

【辻座長】 それでは、事務局、お願いいたします。

【前田料金サービス課課長補佐】 事務局でございます。御質問ありがとうございます。

まず御理解としまして、①から③の全ての要件を満たさなくてはならないかといった点につきましては、そのとおりと考えております。その上で、②のところ、「具体的な課題」につきましては、注釈で、今どういったものが具体的な課題として想定されているか例示をしておりますので、その具体的な課題が示されているかどうかというのは、外形的にある程度判断ができるかと考えております。御指摘のとおり、その具体的な課題が今ここに記載していないような類型で出てくる場合もあるかと思っております、そういった部分につきましては、③のところでも総合的に御判断いただくことになるかと思っております。お答えになっておりますでしょうか。

【西村（暢）構成員】 西村です。よく分かりました。ありがとうございます。

【辻座長】 ありがとうございます。そのほか、ございますでしょうか。

それでは、御意見等がございませんようで、これまでスタックテストにつきましては何年もやっておりますので、今回変わった点等は既に御説明いただき、ヒアリング等々でいろいろな課題等々が出てきたら、その都度、検討するというところで、この案について意見公募等を行っていただきたいと思います。それでいかがでしょうか。それでは、本日の会合はここまでとさせていただきます。次回の会合につきまして、事務局から御説明をお願いいたします。

【永井料金サービス課課長補佐】 事務局でございます。本日はありがとうございます。

次回会合の詳細につきましては、別途、事務局より差し上げるとともに、総務省ホームページに開催案内を掲載いたします。

以上です。よろしくお願いいたします。

【辻座長】 どうもありがとうございました。

それでは、本日の議題は終了いたしましたので、これをもちまして、第62回会合を終了したいと思います。本日は、どうもありがとうございました。

以上